



平成18年5月12日

各 位

会 社 名 澤藤電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 上光 勲
(コード番号 6901 東京証券取引所 第1部)
問合せ先 総務部長 登坂 孝之
(TEL.0276-56-7320)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の第110回定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、主に次の変更を行うものであります。

単元未満株主の権利につき、合理的な範囲に制限するため規定を新設し、第9条とするものであります。

取締役会の書面決議が認められるようになったことに伴い、経営の効率を高めるため、現第26条(決議方法)を変更し、全取締役が同意し、かつ、全監査役に異議がない場合に限り、書面又は電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなす規定第22条(取締役会の決議方法)を置くものであります。

会社法施行規則により、定款の定めにより補欠監査役の選任の有効期間を延長することが認められたことから、規定を新設し、第33条(補欠監査役の選任の効力)とするものであります。

会社法第427条1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役との間にあらかじめ責任限定契約を締結することができる旨の規定を置くために現第33条(取締役の責任免除)および現第44条(監査役の責任免除)の規定を変更し、それぞれ第30条、第41条とするものであります。なお、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を本総会に提出することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

その他文言や表現を会社法の規定に適応するための変更、削除、および従来の定款の構成を会社法の規定に沿った形で表現できるような体裁に変更するための構成とし、それに伴う条文の移動を行うものであります。

(2) 株主総会の円滑な運営のため、会社法第309条第2項の規定にもとづき、特別決議の定足数を「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上」と定め、第16条(決議の方法)に第2項として新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月23日
(定款変更効力発生日)

以 上

<別紙>

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総 則 <新 設> | 第1章 総 則 第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 |
| 第4条 (公告の方法) 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 | 第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。 |
| 第2章 株 式 第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、8,000万株とする。 | 第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。 |
| <新 設> | 第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。 |
| 第6条 (1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 1. 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。 | 第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 1. 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 |
| <新 設> | 第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 |
| 第7条 (株券の種類) 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。 | <削 除> |
| 第8条 (自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。 | 第10条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第9条 (株式取扱規程) <u>当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換・実質株主名簿への記載または記録・質権の登録・信託財産の表示・株券の再発行・単元未満株式の買取り・その他株式に関する手続ならびにその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>第11条 (株式取扱規程) <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> |
| <p>第10条 (名義書換代理人) 1. 当社は、<u>株式につき名義書換代理人をおく。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換・実質株主名簿への記載または記録・質権の登録・信託財産の表示・株券の交付・単元未満株式の買取りおよび諸届出の受理・その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> | <p>第12条 (株主名簿管理人) 1. 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> |
| <p>第11条 (株主の届出) <u>株主(実質株主を含む。以下同じ。）・質権者またはその法定代理人は、その氏名・住所および印鑑を株式取扱規程に従い届出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。</u></p> | <p><削 除></p> |
| <p>第12条 (外国株主等の届出) <u>外国に在住する株主および質権者は、日本国内に通知を受ける場所および代理人を定め、株式取扱規程に従い届出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。</u></p> | <p><削 除></p> |
| <p>第13条 (基準日) 1. <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項のほか、定款に定めがある場合、その他必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</u></p> | <p><削 除></p> |
| <p>第3章 株主総会 第14条 (招 集) <条文省略></p> | <p>第3章 株主総会 第13条 (招 集) <現行どおり></p> |
| <p><新 設></p> | <p>第14条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第15条 <u>（招集権者）</u></p> <p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> | <p>第15条 <u>（招集権者および議長）</u></p> <p>1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第16条 <u>（議 長）</u></p> <p>1. 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> | <p>< 第15条に統合し削除 ></p> |
| <p>第18条 <u>（普通決議の要件）</u></p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第16条 <u>（決議の方法）</u></p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> |
| <p>第17条 <u>（議決権の代理行使）</u></p> <p>1. 株主は、他の議決権を有する株主に委任して、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。</p> | <p>第17条 <u>（議決権の代理行使）</u></p> <p>1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> |
| <p>第19条 <u>（株主総会の議事録）</u></p> <p>株主総会における議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印して、これを10年間本店に備えおく。</p> | <p>第18条 <u>（株主総会の議事録）</u></p> <p>株主総会における議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> |
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 <u>（取締役の定員）</u></p> <p>< 条文省略 ></p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 <u>（員 数）</u></p> <p>< 現行どおり ></p> |
| <p>第21条 <u>（選 任）</u></p> <p>1. < 条文省略 ></p> <p>2. 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> | <p>第20条 <u>（選任方法）</u></p> <p>1. < 現行どおり ></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> |
| <p>第22条 <u>（任 期）</u></p> <p>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>第21条 <u>（任 期）</u></p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p><u>第23条 (補欠の選任および増員の選任)</u> <u>1. 取締役に欠員を生じた場合、法定の人員を欠かず、業務に支障のないときは、その補欠の選任を行わないことができる。</u> <u>2. 補欠により就任した取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <u>3. 増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> | <p>< 削 除 ></p> |
| <p><u>第24条 (取締役会の権限)</u> <u>取締役会は、特に法令または定款に定めがある事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</u></p> | <p>< 削 除 ></p> |
| <p><u>第26条 (決議方法)</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> | <p><u>第22条 (取締役会の決議方法)</u> <u>1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u> <u>2. 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> |
| <p><u>第27条 (取締役会の議事録)</u> <u>取締役会における議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印して、これを10年間本店に備えおく。</u></p> | <p><u>第23条 (取締役会の議事録)</u> <u>取締役会における議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</u></p> |
| <p><u>第29条 (代表取締役)</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p> | <p><u>第24条 (代表取締役および役付取締役)</u> <u>1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> |
| <p><u>第30条 (役付取締役)</u> <u>1. 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中より取締役社長1名を選任する。</u> <u>2. 業務の都合により、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名・取締役副社長・専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> | <p>< 削 除 ></p> <p>< 第24条に移動し統合 ></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p><u>第25条</u>（取締役会の招集および議長）</p> <p>2. <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>3. <u>取締役会長を欠きまたは事故があるときは、取締役社長がこれに当る。取締役会長および取締役社長が共に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> | <p><u>第25条</u>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>1. <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> |
| <p><u>第25条</u>（取締役会の招集および議長）</p> <p>1. <u>取締役会は、会日から4日前までに各取締役および各監査役に対し通知を発してこれを招集する。但し、全取締役および全監査役の同意があるときは、招集の手続を要しない。</u></p> | <p><u>第26条</u>（取締役会の招集通知）</p> <p>1. <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |
| <p><u>第28条</u>（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> | <p><u>第27条</u>（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> |
| <p><u>第31条</u>（相談役および顧問）</p> <p>< 条文省略 ></p> | <p><u>第28条</u>（相談役および顧問）</p> <p>< 現行どおり ></p> |
| <p><u>第32条</u>（報酬）</p> <p>取締役の報酬は、株主総会で定める。</p> | <p><u>第29条</u>（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p><u>第33条</u>（取締役の責任免除）</p> <p>当会社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、商法第266条第12項、同条第17項および同条第18項に定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずべき額を免除することができる。</u></p> | <p><u>第30条</u>（取締役の責任免除）</p> <p>1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第5章 監査役および監査役会 <u>第34条 (監査役の定員)</u> <条文省略></p> | <p>第5章 監査役および監査役会 <u>第31条 (員 数)</u> <現行どおり></p> |
| <p><u>第35条 (選 任)</u> 1. <条文省略> 2. 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> | <p><u>第32条 (選任方法)</u> 1. <現行どおり> 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |
| <p><新 設></p> | <p><u>第33条 (補欠監査役の選任の効力)</u> <u>補欠監査役の選任の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p><u>第36条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> | <p><u>第34条 (任 期)</u> 1. 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p><u>第37条 (補欠の選任)</u> 1. <u>監査役に欠員を生じた場合、法定の人員を欠かず、業務に支障のないときは、その補欠の選任を行わないことができる。</u> 2. <u>補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> | <p><削 除> <34条に移動し統合></p> |
| <p><u>第42条 (常勤監査役)</u> <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</u></p> | <p><u>第35条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> |
| <p><u>第38条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会は、会日から4日前までに各監査役に対し通知を發してこれを招集する。但し、全監査役の同意があるときは、招集の手續を要しない。</u></p> | <p><u>第36条 (監査役会の招集通知)</u> 1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> |
| <p><u>第39条 (決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条の3第1項但し書きに定める事項の決議は、監査役の全員一致をもって行う。</u></p> | <p><u>第37条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> |
| <p><u>第40条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印して、これを10年間本店に備えおく。</u></p> | <p><u>第38条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第41条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>第39条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> |
| <p>第43条（報酬） 監査役の報酬は、株主総会で定める。</p> | <p>第40条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>第44条（監査役の実任免除） 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、商法第280条第1項で準用する商法第266条第12項に定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。</u></p> | <p>第41条（監査役の実任免除） 1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>第6章 計 算</p> | <p>第6章 計 算</p> |
| <p>第45条（営業年度） 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日をもって決算期とする。</p> | <p>第42条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> |
| <p>第46条（利益配当金） 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対して、その定時株主総会終結の翌日より支払う。</p> | <p>第43条（期末配当及び基準日） 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> |
| <p>第47条（中間配当） 当社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、商法第293条の5に定める金銭の分配（以下中間配当金という。）をすることができる。</p> | <p>第44条（中間配当及び基準日） 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> |
| <p>第48条（配当金等の除斥期間） 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> | <p>第45条（配当金の除斥期間） 1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 未払の配当金には、利息をつけない。</p> |